

『地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい』

地域資源活用の促進

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づいて、中小企業者が「地域産業資源活用事業計画」を、一般財団法人等が「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金や低利融資等の各種支援を受けることができます。

対象となる方

- ① 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。
- ② 地域資源を活用した商品の販路開拓等の取組を支援するため「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、NPO法人。

支援内容

(1)ふるさと名物応援事業補助金

① 地域産業資源活用事業

補助上限:500万円、2,000万円(4者以上の連携の場合)、補助率:2/3以内
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

② 小売業者等連携支援事業

補助上限:1,000万円、補助率:2/3以内
市場調査、研究開発に調査分析、展示会等の開催に係る費用の一部を補助します。

(2)マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業)(101頁参照)

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

(3)政府系金融機関による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)(99頁参照)

設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

(4)信用保証の特例(263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照)

保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

(5)食品流通構造改善促進機構による債務保証等

食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。

(6)中小企業投資育成株式会社法の特例(85頁参照)

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

(7)地域団体商標の登録料の減免

組合等が事業計画に基づき地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免できます。

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

ご利用方法

○「地域産業資源活用事業計画」又は「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、都道府県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請してください。(「地域産業資源活用支援事業計画」については、直接経済産業局へ申請してください。)

※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所から支援が受けられます(新事業創出支援事業)。(101頁参照)

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

■ 地域資源を活用した新たな事業創出等の取組に対するその他支援

○ 地域中小企業応援ファンド(102 頁参照)

※ 地域資源を活用して、新たなビジネスを創設するのに役立つ様々な情報チャンネル

地域資源活用チャンネル <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話03-3501-1767(直通)